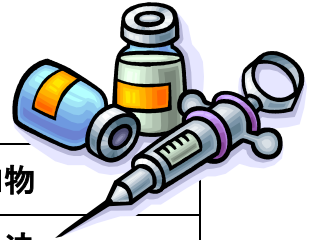


抗菌性物質は適正に使用しましょう!!

～動物用医薬品と飼料添加物～

抗菌性物質は、その用途により同じ成分を有するものであっても、家畜の治療等を目的に使用する動物用医薬品であるものと、家畜の成長促進等を目的に使用する飼料添加物であるものとに分けられ、また適正使用を遵守するための仕組み（関係法令等）も異なってきます。よく理解して適正に使用しましょう。



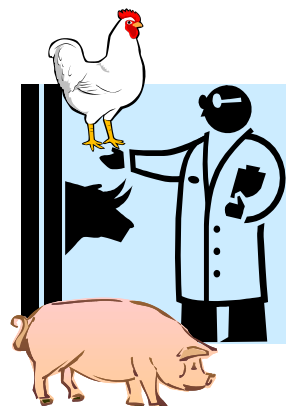
●動物用医薬品と飼料添加物の関係・相違点

区分	動物用医薬品	飼料添加物
規制法令	薬事法	飼料安全法
用途	・動物の疾病の診断・治療・予防	・飼料の品質低下の防止 ・飼料の栄養成分などの補給 ・飼料の栄養成分などの有効利用の促進(成長促進等)
許認可制度	・厚生労働省の薬事・食品衛生審議会において審議 ・品目毎に農林水産大臣が承認	・農林水産省の農業資材審議会において審議 ・成分毎に農林水産大臣が指定
製造に関する規制	・製造業の許可が必要 ・規則や省令で定める基準に適合していることが必要	・製造業者は届出制 ・省令で定める基準に従って製造かつ有資格者(飼料製造管理者)を置き、製造を実地に管理することが必要
販売に関する規制	・薬局又は動物用医薬品販売業の許可が必要 ・要指示医薬品制度あり※	・省令で定められた基準に合致する飼料添加物であれば届出により販売可能
使用に関する規制	省令で使用者が守るべき事項を規定	省令で抗菌性飼料添加物を含む飼料の使用禁止期間を規定

●※動物用医薬品の要指示医薬品制度

要指示医薬品とは、薬剤耐性菌の発生につながるおそれがあるものや副作用をおこしやすいものとして指定されたものです。要指示医薬品は普通の動物用医薬品と異なり、獣医師に指示をしてもらわないと、販売店から購入することができません。

抗菌性物質は、不適正に使用すると薬剤耐性菌の発生につながることから、一部の皮膚炎の治療剤等を除き、すべて要指示医薬品となっています。不用意に他人に譲ったり、余ったからといって、獣医師の指示以外で使用することがないように、注意をお願いします。



●動物用医薬品の使用規制制度

使用規制制度は、動物用医薬品を使用する人が守らなければならない制度です。

肉などの畜水産物に残留した場合に問題となる動物用医薬品については、医薬品ごとにその使用に関する基準が定められていて、医薬品を使う人は、この使用基準を守る必要があります。

＜使用基準の内容＞

- ① 使用対象動物 : 動物用医薬品を使用することができる動物
- ② 用法および用量 : 1日に投与してよい量と投与する方法
- ③ 使用禁止期間 : 出荷するまで使用してはいけない期間

※使用基準が設定されている医薬品については、容器や箱に使用基準の内容が記載されていますので、遵守してください。これに違反した場合には、1年以下の懲役か50万円以下の罰金、又はその両方が科せられます。

●抗菌性物質が飼料添加物として添加されている飼料の適正な使用

飼料には表示票が付いており、対象家畜や注意事項等が記載されていますので確認して給与しましょう。

(参考) 飼料の表示 (例)



飼料の名称 : ○○用配合飼料○○号
 飼料の種類 : ○○用配合飼料
 製造年月 : 平成○○年○○月
 製造業者の氏名又は名称及び住所 : ○○会社○○県○○市○○番地
 製造事業場の名称及び所在地 : ○○会社○○工場××県××市××番地
 対象家畜等 : 体重がおおむね30kg以内の子豚
 含有する飼料添加物の名称及び量 : ○○○ ; 20gカ価/トン

原材料名	原材料	配合割合	原材料名
の区分			
穀類	○○%		○○○ ○○○
植物性油かす類	○○%		○○○ ○○○
動物性飼料	○○%		○○○
そうこう類	○○%		○○○
その他	○○%		○○○ ○○○ ○
			○○ ○○○ ○○

使用上及び保存上の注意 :

- ① この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかには使用しないこと（牛、めん羊、山羊又はしかに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。
- ② この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

異常家畜が認められた場合には松本家畜保健衛生所まで速やかに連絡してください。

松本家畜保健衛生所 TEL : 0263(47)3223 FAX : 0263(47)0101

(時間外は転送し、24時間受付ています)

一人ひとりの“ちがい”が尊重される社会へ